

三重医発第998号

令和7年9月12日

郡市医師会長様

公益社団法人 三重県医師会

会長 馬 岡 晋

三重県医師会選挙管理委員会委員の
推薦方について（お願い）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記委員の任期満了（R5.12.1～R7.11.30）に伴い、貴会より委員のご推薦をお願いいたしたく存じます。

つきましては、三重県医師会選挙規程第4条第2項に基づき、貴会所属の本会会員の中から適任者1名の方を来る10月末日迄に別紙によりご推薦下さるようお願い申し上げます。

なお、推薦にあたりましては、三重県医師会選挙規程第7条（役員等の兼務の禁止等）にご留意の程お願いいたします。委員の任期は、令和7年12月1日から令和9年11月30日迄となります。

事務担当：倉 田 TEL 059-228-3822 FAX 059-225-7801
--

公益社団法人 三重県医師会選挙規程 <抜粋>

(組 織)

第4条 委員会は、委員7名をもって組織し、他に8名の予備委員を置くものとする。

2 委員は、各郡市医師会から1名の会員の推薦を求め、理事会において、くじで定める。

予備委員は、委員を除く者とし、あらかじめ順位を定め、会長が任命する。

3 会長は、第2項によって選出された委員及び予備委員に対して、その旨を告知する。

4 予備委員は、委員に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ定めた順位に従い委員になり、その職務を行う。

5 委員及び予備委員の任期は、2年とし、その起算日は、役員の選挙の行われる前年の12月1日からとする。ただし、第4項による委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

6 第5項の規定にかかわらず、委員及び予備委員は、任期が満了しても後任者が任命されるまで、引き続きその職務を行わなければならない。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 務)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の委員会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は委員として表決に加わることはできない。

(役員等の兼務の禁止等)

第7条 委員及び予備委員は、役員、顧問及び参与、代議員及び予備代議員、裁定委員並びに日本医師会代議員及び同予備代議員を兼ねることができない。

2 委員及び予備委員は、第1条各号に掲げる選挙の候補者若しくはその推薦人となること並びに選挙運動をすることができない。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において行う。